

財産の減額貸付けについて

市有財産を、次のとおり減額貸付けする。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 財 産 の 表 示

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 所 在 地       | 松戸市古ヶ崎726番、727番及び728番の各一部（旧松戸市立古ヶ崎南小学校校庭の一部） |
| (2) 建 築 面 積     | 277.69平方メートル                                 |
| (3) 延 床 面 積     | 538.26平方メートル                                 |
| (4) 構 造         | 2階建て 軽量鉄骨造                                   |
| 2 貸 付 け 価 格     | 3,434,196円（年額）                               |
| 3 貸 付 け の 条 件   | 児童福祉法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所の運営を行うこと。         |
| 4 貸 付 け の 相 手 方 | 松戸市小山205番地の10<br>みらいキッズ株式会社<br>代表取締役 石 川 康 代 |
| 5 貸 付 期 間       | 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで                        |

提 案 理 由

相手方が設置する公私連携型保育所であるケヤキッズ保育園の設備の貸付期間が、令和2年3月31日をもって満了するため。